

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 1 2 月 2 4 日

名古屋地方裁判所岡崎支部執行係

裁判所書記官 羽佐田 泰 弘

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 1 月 8 日 午前 9 時 0 0 分から 令和 8 年 1 月 1 5 日 午後 5 時 0 0 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 1 月 2 2 日 午前 1 0 時 0 0 分 場 所 名古屋地方裁判所岡崎支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 2 月 5 日 午後 1 時 0 0 分 場 所 名古屋地方裁判所岡崎支部執行係
特別売却 実施期間	令和 8 年 1 月 2 9 日 午前 9 時 0 0 分から 令和 8 年 1 月 2 9 日 午後 4 時 0 0 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の指定口座に金銭を振り込んだ旨の保管金受入手 続添付書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、 全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫 の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 3 3 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付 した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許 可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 1 2 月 2 4 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



515

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 6 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	3, 780, 000 3, 024, 000	一括	756, 000	51, 778	0
1	1, 974, 000				
2	1, 806, 000				



物 件 目 録

- 1 所 在 豊田市加納町上向イ田
地 番 68番2
地 目 宅地
地 積 373.39平方メートル
- 2 所 在 豊田市加納町上向イ田 68番地2
家屋 番号 68番2
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 73.70平方メートル
2階 20.70平方メートル
- (現況)
- 床 面 積 1階 約78.7平方メートル
2階 20.70平方メートル
- (未登記附属建物)
- 種 類 倉庫・事務所
構 造 木・鉄骨造トタン・鉄板葺平家建
床 面 積 約140.8平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年 9月 9日

名古屋地方裁判所岡崎支部執行係

裁判所書記官 羽佐田 泰 弘

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号,2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受への参考となる事項

なし



《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 豊田市加納町上向イ田
地 番 6 8 番 2
地 目 宅地
地 積 3 7 3 . 3 9 平方メートル

2 所 在 豊田市加納町上向イ田 6 8 番地 2
家屋 番号 6 8 番 2
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺 2 階建
床 面 積 1 階 7 3 . 7 0 平方メートル
2 階 2 0 . 7 0 平方メートル

(現況)

床 面 積 1 階 約 7 8 . 7 平方メートル
2 階 2 0 . 7 0 平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 倉庫・事務所
構 造 木・鉄骨造トタン・鉄板葺平家建
床 面 積 約 1 4 0 . 8 平方メートル



令和 7 年(ヌ)第 1 号

令和 7 年 7 月 7 日受理

令和 7 年 8 月 7 日提出

現 況 調 査 報 告 書

名古屋地方裁判所 岡崎支部

執行官 久 林 靖

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 豊田市加納町上向イ田 |
| | 地 番 | 6 8 番 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 7 3 . 3 9 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 豊田市加納町上向イ田 6 8 番地 2 |
| | 家屋 番号 | 6 8 番 2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 7 3 . 7 0 平方メートル
2 階 2 0 . 7 0 平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ 宅地(物件)		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 概ね土地建物配置図(概略)のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を使用し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	☒ 本土地上の北西部に電柱が1本ある。 ☒ 本件土地上の南西部、東部に簡易物置(動産)がある。 ☒ 本件土地上の南東部に流し台(動産)がある。		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点が異なる(☒ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☒ 床面積: 1階 約78.7平方メートル 2階 20.70平方メートル		
物件目録にない附属建物	☐ ない ☒ ある 「その他の事項」(3枚目)記載のとおり		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅として占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	☒ 本建物の南部および東部に差し掛けがある。		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ 地方裁判所 支部 平成 年() 第 号 ☐ ある 保管開始日 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物配置図(概略)のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■物件目録にない附属建物

■未登記附属建物

- (1) 種類：倉庫・事務所
- (2) 構造：木・鉄骨造トタン・鉄板葺平家建
- (3) 床面積：約140.8平方メートル

※ 未登記附属建物の位置は、「土地建物配置図（概略）」記載のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 近隣居住者	物件2建物（以下、「本件建物」という。）には、A（債務者）が奥さんと2人で住んでおられると思います。建材業は15年前にやめられて、今は本件建物は住宅です。
■ A (債務者)	1 本件建物には、現在、私が妻と2人で居住しています。 2 物件1土地（以下、「本件土地」という。）および本件建物のいずれも、他の誰とも使用に関する取り決めや貸借関係はありません。 3 未登記附属建物の倉庫・事務所は、今から42年くらい前に、私が知り合いに頼んで、100万円くらい掛けて建築してもらった私の所有物です。ここで私が建材業（（個人事業、屋号「林建材商会」））を営んでいましたが、18年くらい前に閉業しました。今は私が物置として使用しています。 4 本件建物の未登記増築部分は、私が10年くらい前に増築しました。費用については100万円くらい掛かりました。 5 本件建物内において、過去に、事件・事故・自殺・他殺等による死亡の事実はありません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

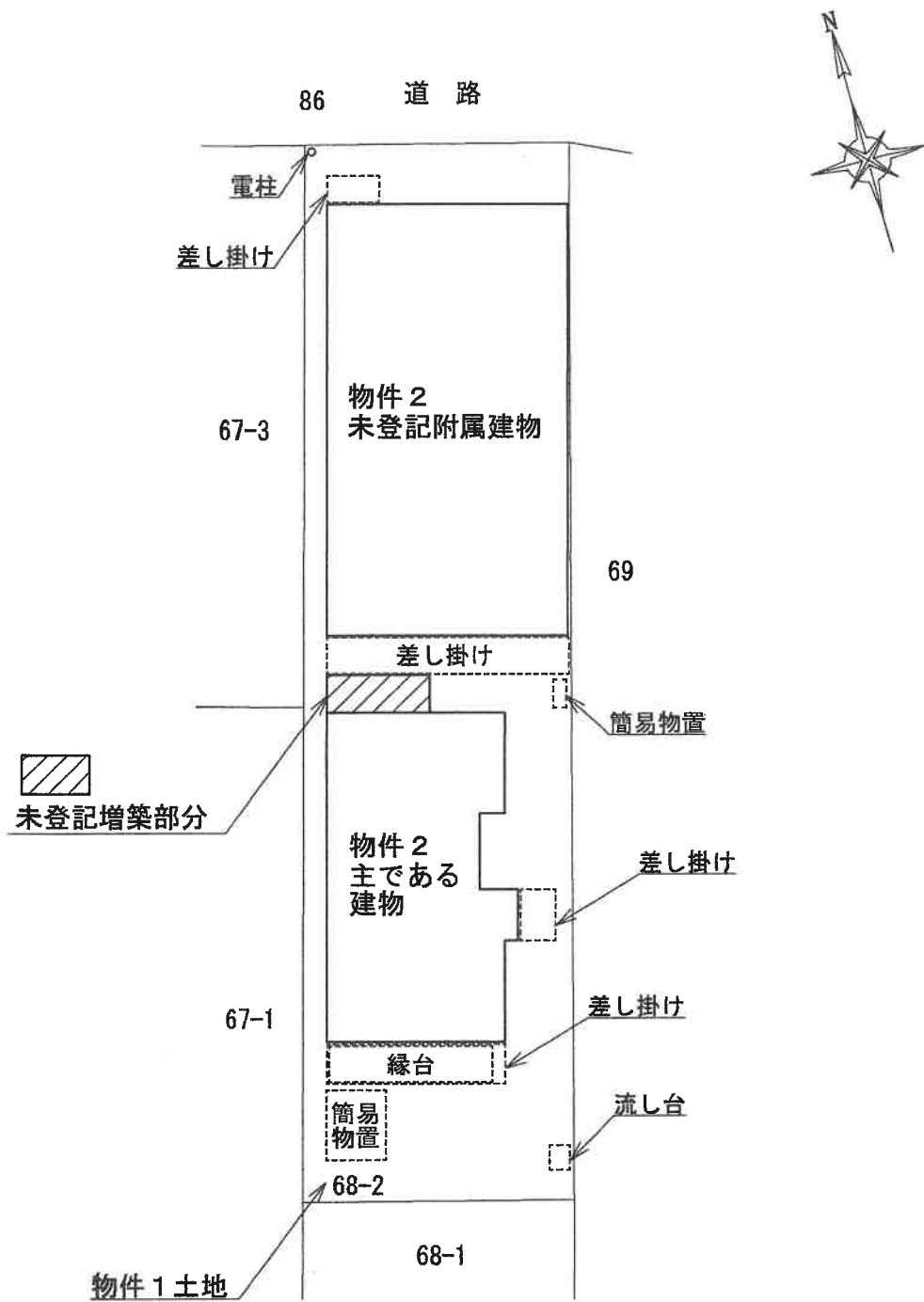
- 1 本件物件の占有関係は、関係人の陳述及び現況等から本報告書に記載のとおり認められる。
- 2 本件土地は、北側で道路に隣接している。
- 3 本件土地の周囲には境界標等は散見されなかった。公図、地積測量図等の資料を基に、評価人と共に、本件土地の概ねの範囲を確認した。
- 4 本件建物は、本件土地を敷地として建っている居宅で建物間取図（概略）のとおり使用されている。
- 5 本件建物内を見渡した範囲においては、本件建物内の傷みの程度は、経年劣化程度のものと思われる。
- 6 未登記附属建物の倉庫・事務所については、地面に定着し、外気の分断性があり、本件建物との利用関係等から附属建物と認めた。
- 7 物件2主である建物の北部の未登記の増築部分については、建物との一体性があり、外気の分断性もあるので建物部分と認めた。
- 8 その他の本件調査結果及び執行官の意見は、本報告書のとおりである。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
7年7月8日(火) 16:25-16:50	物件所在地	物件確認, 占有調査(居住者不在), 近隣居住者から面談聴取, 期日通知書差置, 外部写真撮影
7年7月9日(水) 11:45-11:55	名古屋法務局岡崎支局	登記簿謄本, 公図, 建物図面等交付申請
7年7月9日(水)	当庁	所有者宛照会書面作成郵便送付
7年7月24日(木) 13:50-15:45	物件所在地	評価人と共に立入調査, Aから面談聴取, 間取り確認, 屋内写真撮影, 外部写真撮影
7年8月5日(火) 11:05-11:15	豊田市役所市民課	未登記附属建物の評価証明書交付申請
7年8月5日(火) 11:15-11:25	豊田市役所資産税課	未登記附属建物の家屋図面等交付申請
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☒ 令和7年7月24日 目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。在宅していたAは, 本件建物内に立ち入ることを強く拒絶し, 抵抗したため, 通報により駆け付けた豊田署警察官4名の援助を受けて, Aの抵抗を排除し, 警察官と共に本件建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人 を立ち会わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

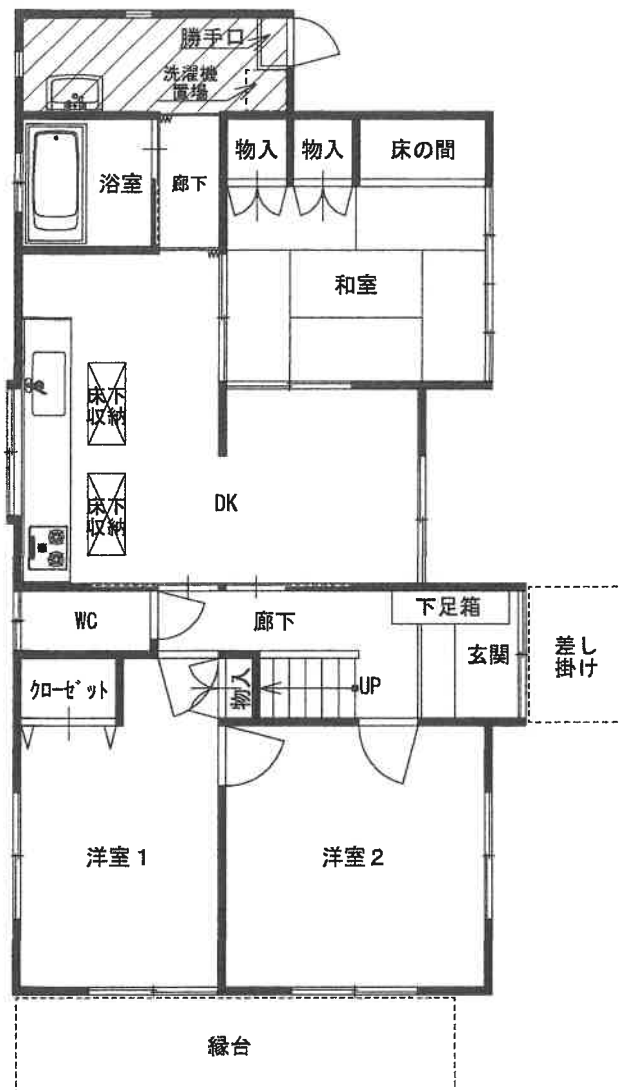
(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

土地建物配置図(概略)

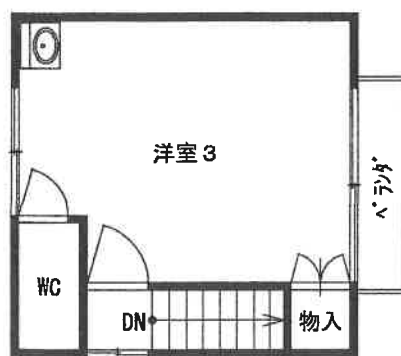


建物間取図(概略)

 : 未登記増築部分
 約5.0㎡

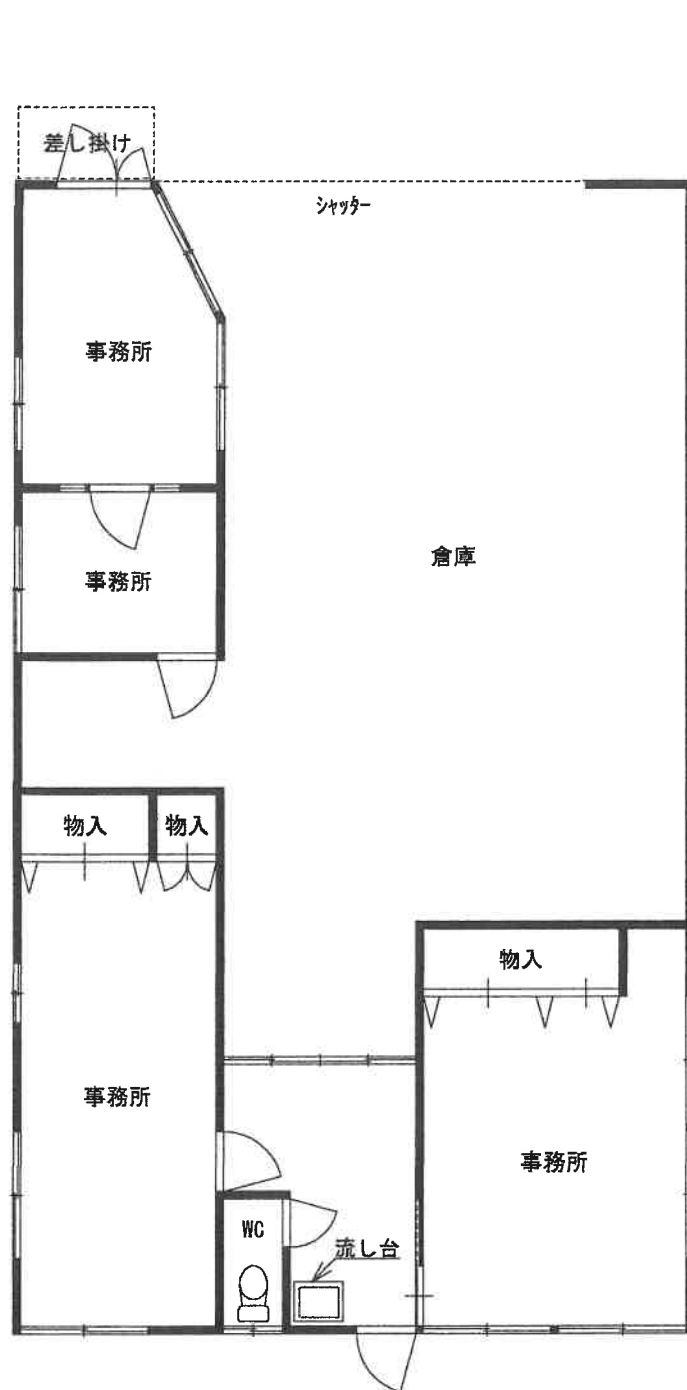


物件 2
 主である建物
 1 階



物件 2
 主である建物
 2 階

建物間取図(概略)



物件2
未登記附属建物

種 類：木・鉄骨造トタン・鉄板葺平家建
構 造：倉庫・事務所
床面積：約140.8㎡

①

本件建物の未登記附属建物



道路

本件土地

②

本件建物の未登記附属建物



本件土地

道路

③

本件建物



本件土地

④

本件建物



本件土地

⑤

屋内の状況 洋室1



⑥

屋内の状況 洋室3



⑦

屋内の状況 浴室



⑧

屋内の状況(未登記附属建物)





令和7年(又)第1号
令和7年7月10日受理
令和7年7月24日現地調査
令和7年8月20日評価

名古屋地方裁判所岡崎支部 御中

評価書

評価人 不動産鑑定士

鈴木 哲

第1 評価額

一 括 価 格	
金 5,400,000 円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 2,820,000 円
物件2 (建物)	金 2,580,000 円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	豊田市加納町上向イ田 68番2 宅地 373.39平方メートル	同左
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	豊田市加納町上向イ田 68番地2 68番2 居宅 木造瓦葺2階建 1階 73.70平方メートル 2階 20.70平方メートル	特記事項記載のとおり
番号	特 記 事 項		
2	本件建物は約5.0㎡の未登記増築がなされている。現況の床面積は下記のとおりである。 1階 約78.70平方メートル 2階 20.70平方メートル また、本件建物には下記の未登記附属建物がある。 種類：倉庫・事務所 構造：木・鉄骨造トタン・鉄板葺平家建 床面積：約140.8平方メートル		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	愛知環状鉄道「四郷」駅北方 道路距離約4,600m とよたおいでんバス「加納」停 北方 道路距離約240m (附属資料「位置図」参照)	
付近の状況	農地が広がる中に、事業所、農家住宅、一般住宅等が混在する地域	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化調整区域 指定なし 60% 200% — 宅地造成等工事規制区域、都市機能誘導区域外、居住誘導区域外、屋外広告物条例の規制：許可地域 (指定道路・鉄道の区域)、景観計画区域：都市近郊自然共生ゾーン、豊田土地改良区
画地条件	地積 373.39㎡ 間口 約9.6m、奥行 約38.4m 形状 ほぼ長方形	
接面道路の状況	本件土地は、北側で幅員約3.8mの舗装市道にほぼ等高に接面する（建築基準法第42条2項の道路）。本件土地はセットバックを要する可能性があるが、本件土地と道路境界は明確ではないため、セットバックの有無、正確なセットバック距離等については専門家による調査を行う必要がある。	
土地の利用状況等	本件土地は物件2の建物の敷地として利用されている。隣接不動産の状態は、北側は市道、西側は一般住宅、東側は未利用地、南側は農地等である。	
供給処理施設 (敷地内引込の有無を基準としている)	上水道 あり ガス配管 なし 下水道 なし（個別浄化槽）	
土壌汚染の可能性の調査	土壌汚染の可能性について過去の住宅地図を昭和47年まで遡って調査した結果、当該物件が建設される以前は農地等であったと推定される。汚染の原因となる物質を含むかは不明であるが、本件土地は土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域には該当していない。	
特記事項	本件土地の北部分に未登記附属建物が存在する。また、本件土地上に簡易物置、流し台、差し掛け、縁台、電柱が設置されている。	

特 記 事 項 (つづき)	閉鎖謄本調査によれば、本件土地は市街化区域・市街化調整区域の線引き後の宅地である。豊田市開発調整課にて聴取したところ、本件土地上の物件2建物のうち、南部分の主である建物は、都市計画法上の許可を得て建築されたものであるが、北部分の未登記附属建物は許可を得ずに建築されたものであるとのことであった。開発調整課によれば、当該未登記附属建物は許可を得ていないため継続使用はできないとのことであった。なお、本件土地における建物再建築の可否は、豊田市開発調整課等に確認を要する。
--------------------------	---

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建 築 年 月 日（登記記載）昭和51年12月15日新築 経 過 年 数 約 49 年 経済的残存耐用年数 経済的残存耐用年数を超過していると 判断した。
仕 様	構 造 木造2階建 屋 根 瓦葺 外 壁 亜鉛メッキ鋼板、リシン吹付、板張等 内 壁 化粧合板等 天 井 ビニールクロス等 床 フローリング、畳等 設 備 電気、水道、プロパンガス等 その他 —
床面積(現況)	1 階 73.70㎡ 2 階 20.70㎡ 未登記増築部分 約5.0㎡ 合計 約99.40㎡
現況用途等	現況用途 居宅 間取り 4DK （附属資料7 建物間取図（概略）のとおり）
品 等	普通
保守管理の状 態	普通
建物の利用状 況	「現況調査報告書の記載のとおり」
特 記 事 項	・ 本件建物の1階北部分に未登記増築部分（床面積約5.0㎡）がある。 ・ 本件建物は建築後相当年数が経過しており、全体的に老朽化が見られたほか、室内は経年使用相当の劣化、汚損等が認められた。 ・ 本件建物は、アスベスト含有建材等の使用に留意を要する。 ・ 本件建物は新耐震基準以前の建物であり、新耐震基準を満たしているかは不明である。

区 分	未登記附属建物
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建 築 年 月 日 昭和52年、昭和57年、平成元年築 (家屋課税(補充)台帳登録事項証明書記載による) 経 過 年 数 約 48 年 経済的残存耐用年数 経済的残存耐用年数を超過していると判断した。
仕 様	構 造 木・鉄骨造平家建 屋 根 トタン・鉄板葺 外 壁 亜鉛メッキ鋼板、板張等 内 壁 ベニヤ板、化粧合板等 天 井 トタン、クロス等 床 コンクリート、フローリング等 設 備 水道・電気等 その他 —
床面積(現況)	床面積 約140.8㎡ (概測)
現況用途等	現況用途 倉庫・事務所 間取り 附属資料7 建物間取図(概略)のとおり
品 等	普通
保守管理の状 態	普通
建物の利用状 況	「現況調査報告書の記載のとおり」
特 記 事 項	・ 本件未登記附属建物建は全体的に老朽化が認められた。 ・ 本件建物は、アスベスト含有建材等の使用に留意を要する。 ・ 本件建物が新耐震基準を満たしているかは不明である。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡)	個別 格差	地 積 (㎡)	建付 減価	建付地価格 (円)
	ア	イ	ウ	エ	ア×イ×ウ×エ
1	42,000	0.65	373.39	0.9	9,170,000

計算結果の数値は万円未満を四捨五入する端数処理を行った。(以下同じ)

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 豊田-48

$$\begin{array}{ccccccc} \text{公示価格} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 56,700\text{円}/\text{㎡} & \times & 100/100 & \times & 100/100 & \times & 100/135 & = & 42,000\text{円}/\text{㎡} \\ & & & & & & & & \text{(上三桁未満四捨五入)} \end{array}$$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：なし

◇地域格差：居住環境 1.35

イ 個別格差：間口と奥行きの関係 $0.90 \times$ 地積大 $0.90 \times$ 線引き後宅地 $0.80 = 0.65$

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地の適応の状態等を考慮した。

(2) 建物価格(物件2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床 面積(㎡)	現価率	建物価格 (円)
	ア	イ	ウ	ア×イ×ウ
2(主)	132,000	約99.40	0.02	260,000
2(附属)	77,000	約140.8	0.02	220,000
2(合計)				480,000

ウ 現価率:

物件2(主)

- ・現価率 = $[\text{残価率}3\% + (1 - \text{残価率}3\%) \times \{\text{経済的残存耐用年数}0\text{年} / (\text{経済的残存耐用年数}0\text{年} + \text{経過年数}49\text{年})\}] \times (1 - \text{観察減価等}20\%) = 0.02$

物件2(附属)

- ・現価率 = $[\text{残価率}3\% + (1 - \text{残価率}3\%) \times \{\text{経済的残存耐用年数}0\text{年} / (\text{経済的残存耐用年数}0\text{年} + \text{経過年数}48\text{年})\}] \times (1 - \text{観察減価等}20\%) = 0.02$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	9,170,000	0.45	法定地上権	4,130,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を45%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる 価格 (円) ア	土地利用権 等価格の控 除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 (円) ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) $\{(ア \pm イ) - ウ\} \times エ \times オ$
1	9,170,000	-4,130,000		0.8	0.7	2,820,000
2	480,000	+4,130,000	0	0.8	0.7	2,580,000
一括価格 (合計)						5,400,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：本件土地上に都市計画法上の許可を得ていない未登記附属建物が存在すること等を考慮した。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

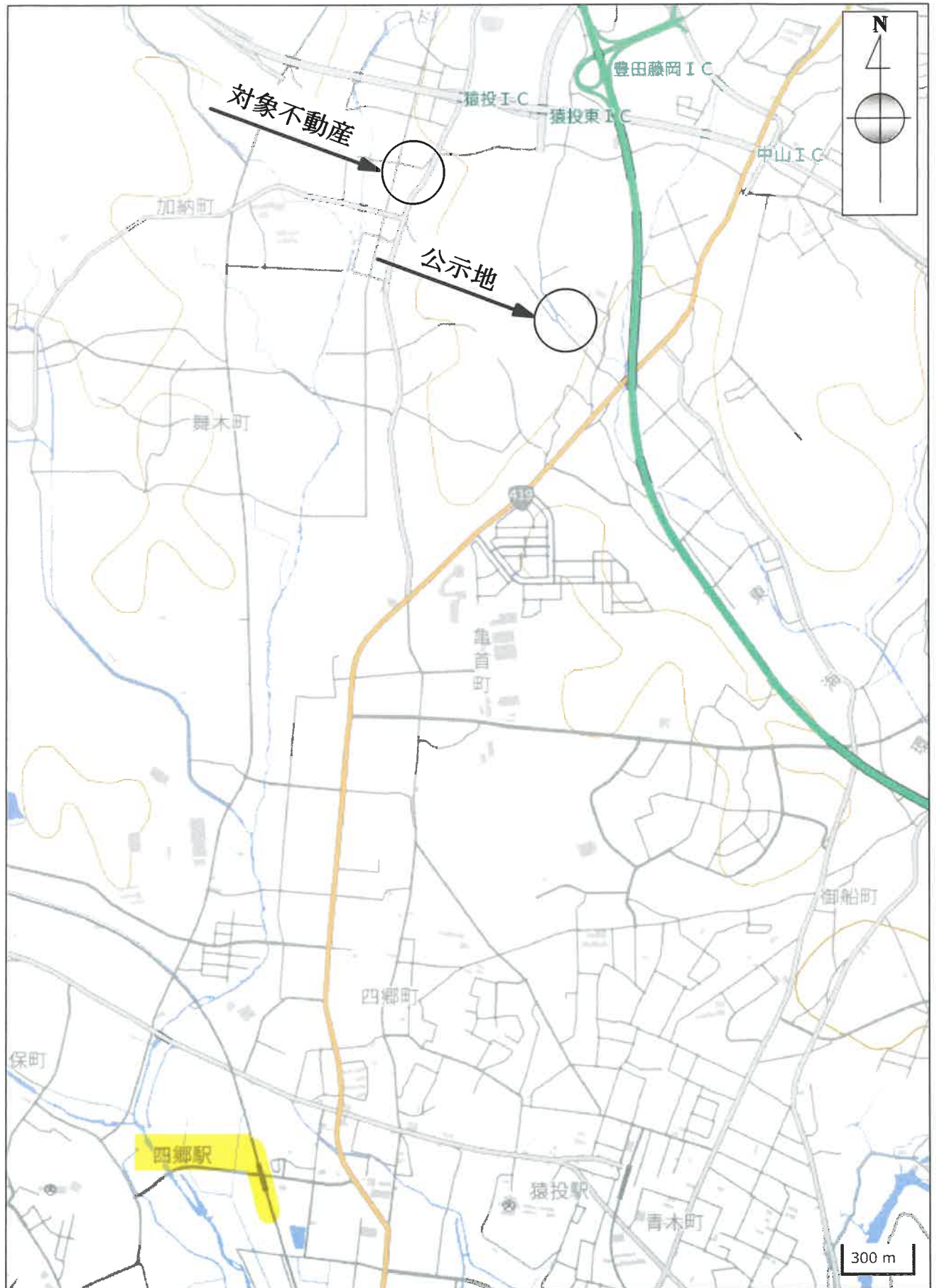
地価公示価格（豊田-48）

所 在：豊田市西中山町才ヶ洞2番19
価 格：56,700円／ m^2
位 置：愛知環状鉄道「四郷」駅の北東方道路距離約4,200m
価 格 時 点：令和7年1月1日
地 積：231 m^2
供給処理施設：水道、下水
接 面 街 路：南西側幅員7.0m市道に接面
用 途 指 定 等：市街化調整区域（建ぺい率60%、容積率200%）
地 域 の 概 要：一般住宅、工場等が混在する住宅地域

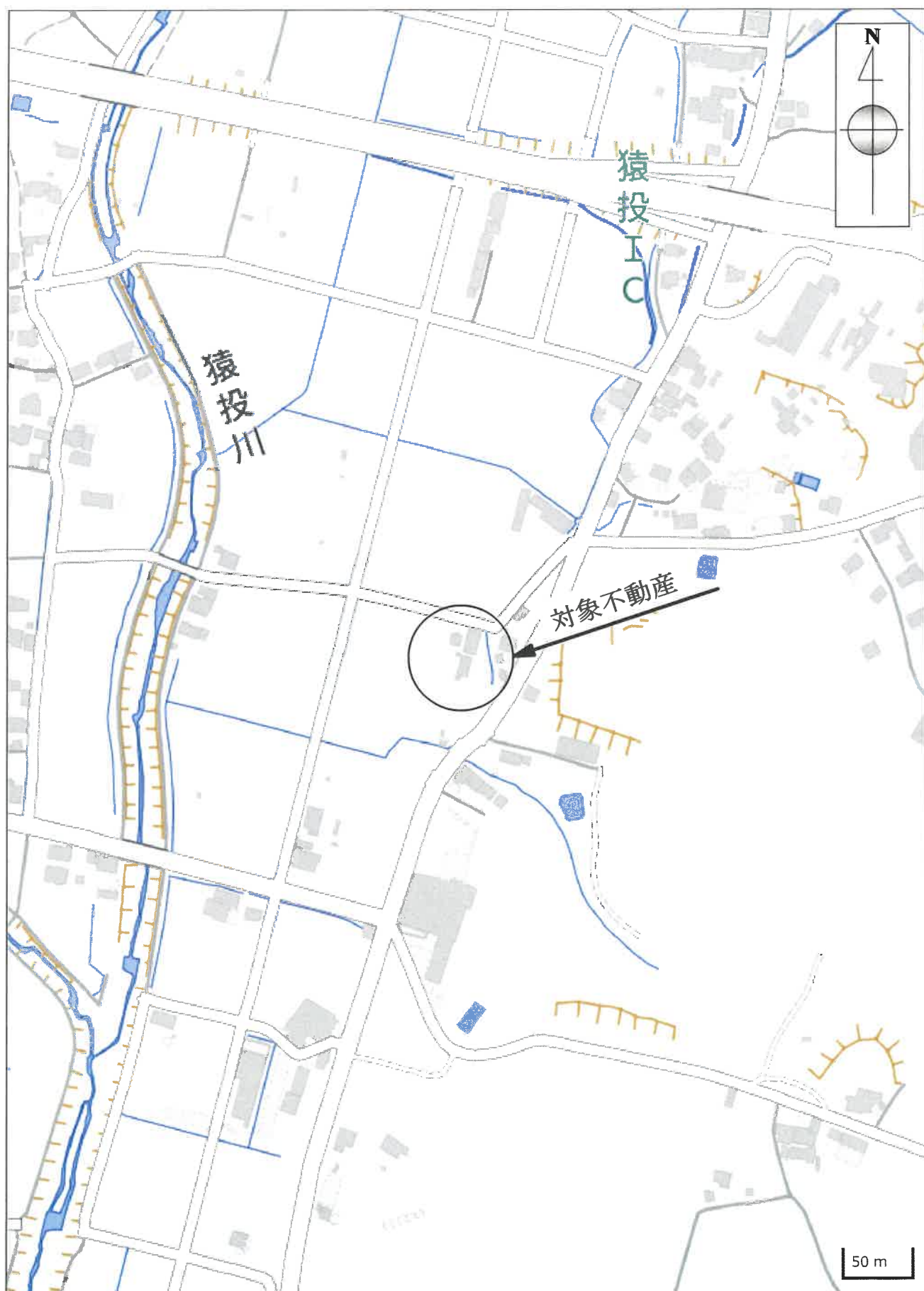
第7 附属資料

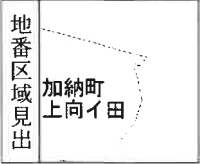
- 1 位置図
- 2 付近案内図
- 3 公図写
- 4 地積測量図写
- 5 建物図面・各階平面図写
- 6 土地建物配置図（概略）
- 7 建物間取図（概略）
- 8 写真撮影図
- 9 現況写真

位置図



付近案内図





請 求 部	所 在	豊田市加納町上向イ田				地 番	68番2			
出 力 縮 尺	1/500	精 度 分		座 標 系 番 号 又 は 記 号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	土地改良所在図
作 成 年 月 日				備 付 年 月 日 (原図)	昭和51年1月20日			補 記 事 項		

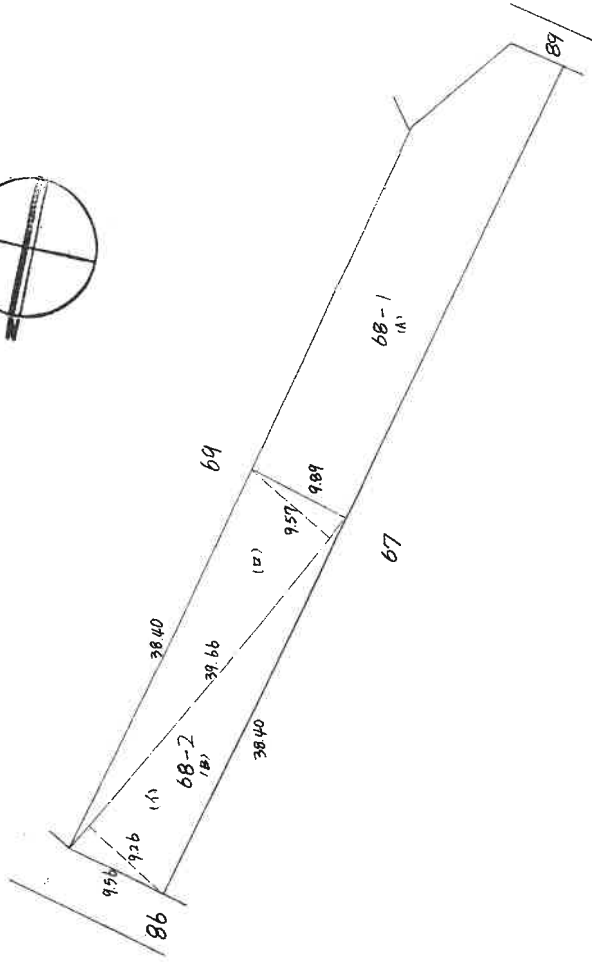
登記年月日: 昭和52年1月25日

2203220 地 積 68 後・新

地 積 測 量 図

地 番 68-2, 68-1

土地の所在 豊田市加納町上向井田



68-2
1. $39.66 \times 9.26 = 367.2516$
2. $39.66 \times 9.57 = 379.5462$
合 $\frac{5}{2} = 746.7978$
 $\frac{1}{2} 373.3989$

68-1
 $815 - 373.3989 = 441.6011$

作 製 年 月 日
昭和 52 年 1 月 17 日

作 製 者
[Redacted]

申 請 人
[Redacted]

会員専用

A4判に縮小

(名古屋土地家屋調査士会 用 紙)

縮 尺 1/500

S, 52. / 25

0054982

号
番
屋
家

2-89

各建階物平面圖

田市加納町 上向井田 68 番地 2.

作 製 年 月 日

田參電報軍搶五利

作者製

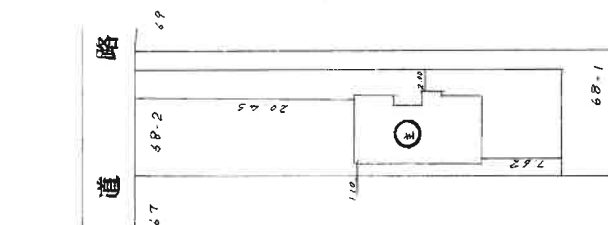
人請申

會員專用

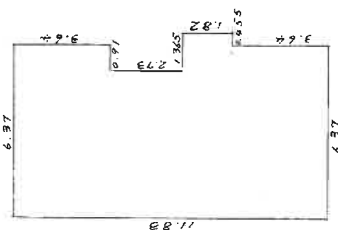
A 4判に縮小



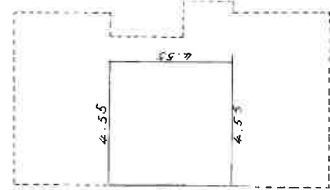
道略



要點



隋武



面
積
計
算

巷階	3.64	×	6.37	=	23.1868
	2.73	×	5.46	=	14.9058
	1.82	×	6.825	=	12.4215
	3.64	×	6.37	=	23.1868
				計 =	73.7009

計 = 73.7009 m^2

床面積 = 73.70 m²

階 455 x 4.55 m² = 2070.25

床面積 = 20.70 m^2

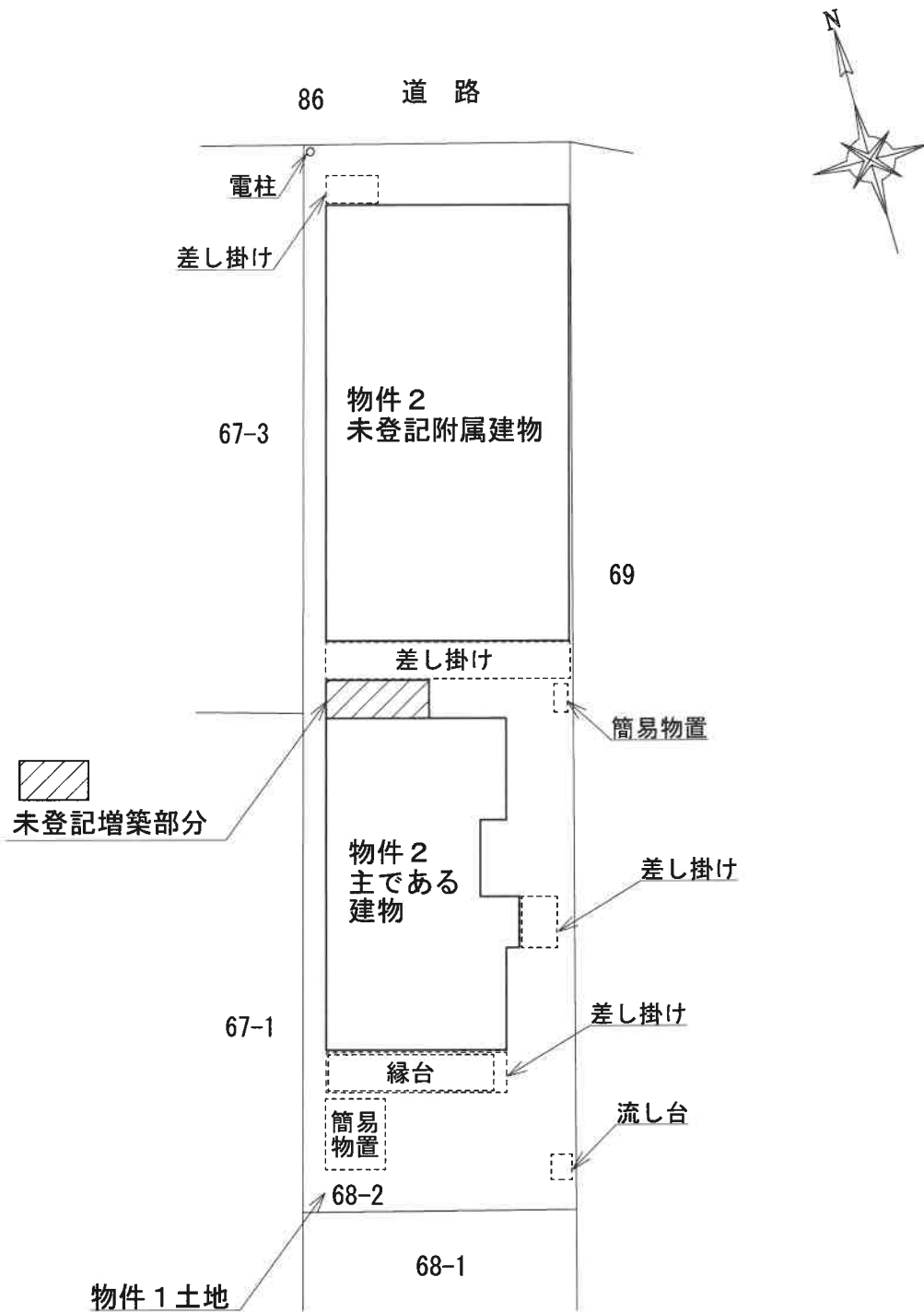
(名)古屋土地家屋調査士会(紙)

尺蠖

$\frac{1}{200}$	$\frac{1}{500}$
-----------------	-----------------

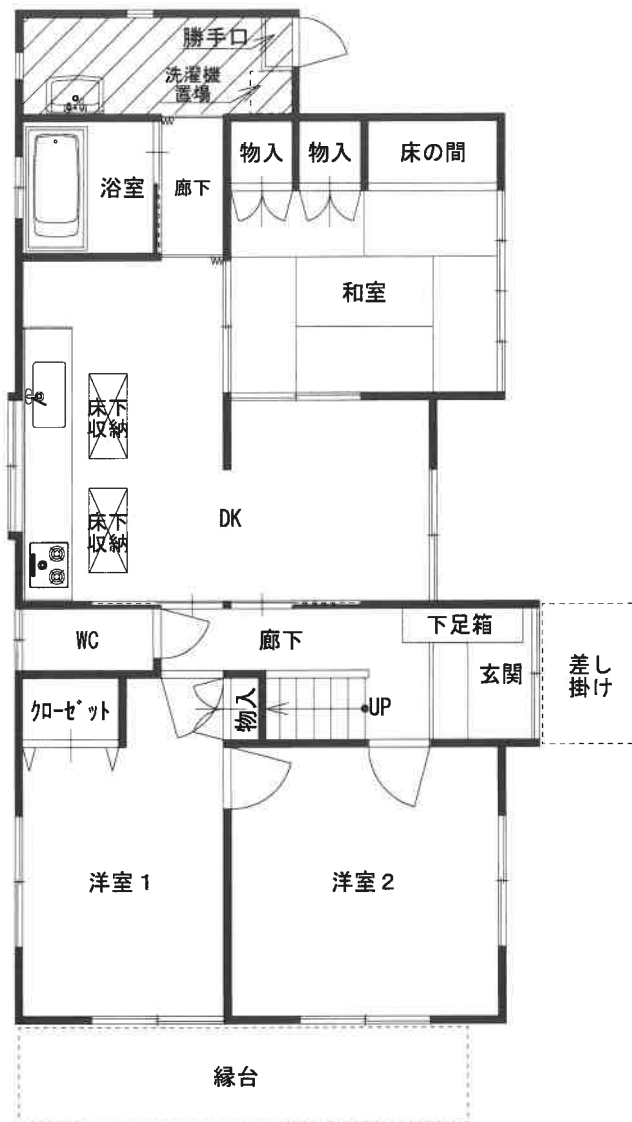
5-2-15

土地建物配置図(概略)

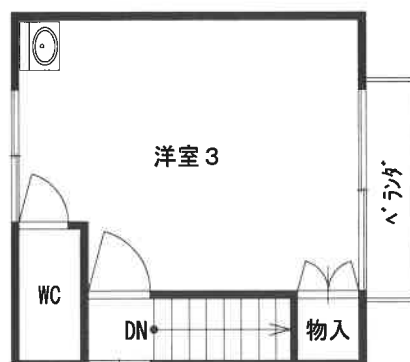


建物間取図(概略) 1/2

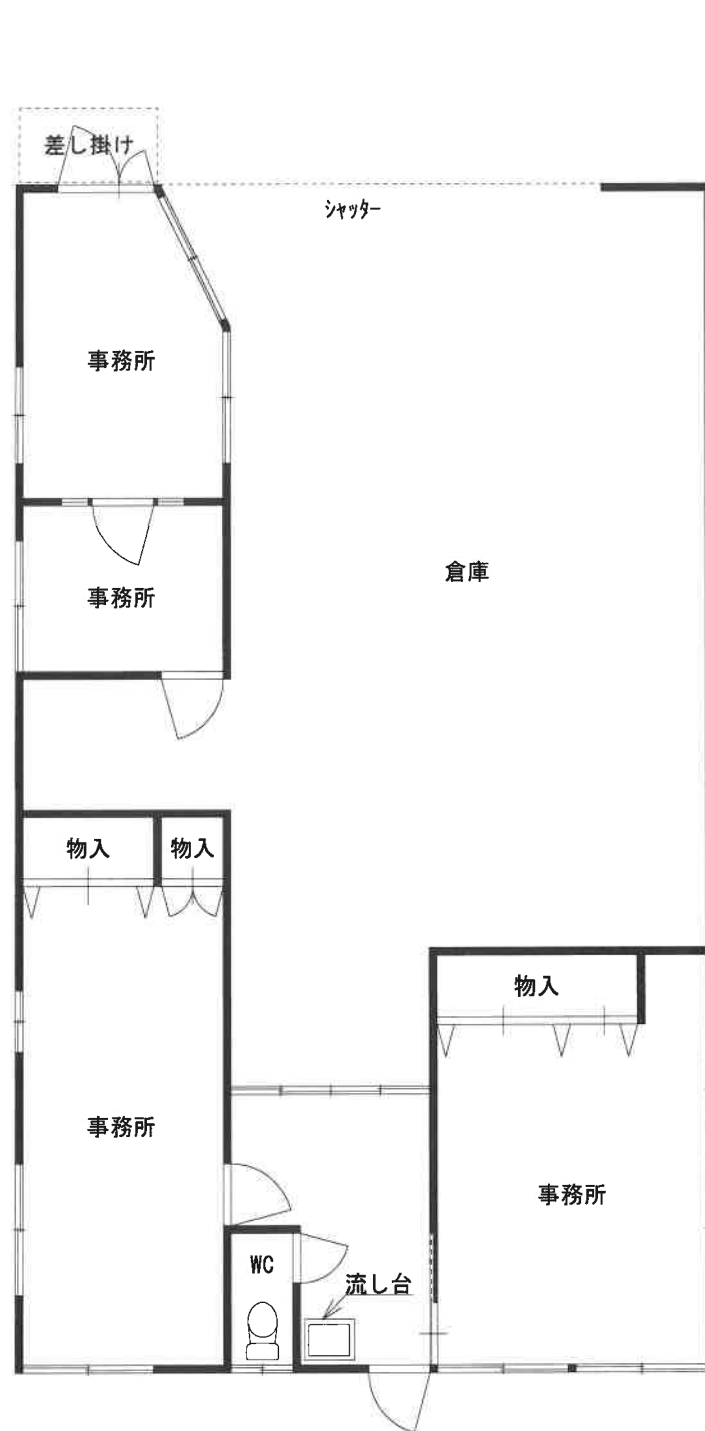
 : 未登記増築部分
 約5.0㎡



物件2
 主である建物
 1階



物件2
 主である建物
 2階



物件 2
未登記附属建物

種 類：倉庫・事務所
構 造：木・鉄骨造トタン・鉄板葺平家建
床面積：約140.8㎡

